自宅の将来に向けて

「住まいの終活」考えてみませんか



「住まいの終活」とは

「住まいの終活」とは、現在の住まいをどうするかについて、家族と話し合い、必要な情報や希望を整理してくことです。

空き家の半数以上は、相続を契機に発生しています。家族が残されたお住まいの管理や処分に困らないよう、お住まいに関する情報などを家族で共有しましょう。

「住まいの終活」をしておかないとこんな問題がおこるかもしれません

- 相続トラブル
- 空き家による近隣トラブル
- 固定資産税の負担増



「わが家」の終活ノート

二次元コードを読み取って印刷して書き込んでみましょう ▶▶▶

印刷が難しい方には用紙をお渡しします。
茅ヶ崎市役所都市政策課までお問い合わせください

「わが家」の終活ノートの記載にあたって、相談する専門家をお探しの場合には、裏面の「住まいの相談窓口」までお問い合わせください。

できることからはじめましょう

家族で話し合いましょう

将来、今の家をどうしたいか、あらかじめご家族で話し合いましょう。

相続時のトラブルを避けるため、遺言書を作成することも有効です。

登記を確認しよう　※2024年(令和6年)4月より相続登記が義務化

現在お住まいの建物・土地はどなたが所有者でしょうか。

親や配偶者などから相続していても、登記上の所有者を変更していないと、次の相続の際に多くの時間や費用がかかるおそれがあります。

現在の登記を確認し、登記を最新の状態にしましょう。また、相続人が困らないように不動産に係わる書類を整理しましょう。

今から片付けよう（家財の整理）

遺族は故人の思い入れのある家財を処分することに戸惑いがあるものです。家財を写真に残すなどして、処分するための心の準備を行い、元気なうちに自分の家財を整理しましょう。

家を撮影する

長く住んでいた家にはたくさんの思い出があります。家を離れても思い出せるように、家の外観や部屋の中、思い出の傷など何でも写真に残しておくと安心です。

専門家に相談しましょう

相続や登記は、法律や税金などと切り離して考えることはできません。相続人同士の権利の整理や名義変更手続きなど内容に応じて弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士、土地家屋調査士などの専門家に相談することも考えましょう。

茅ヶ崎市「住まいの相談窓口」

「住まいの相談窓口」では、どこに相談したらよいかわからないなどの住まいに関する悩みを整理し、適切な担当課や関係機関、団体へおつなぎできます。

相談窓口　：　茅ヶ崎市役所本庁舎３階都市政策課

受付時間　：　月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
８：３０～１７：００

問い合わせ：　都市政策課住宅政策担当
電話：０４６７－８１－７１８１（直通）
※市ホームページからお問い合わせ専用フォームからも受付可能です。